

「広報かさおか」への
掲載広告を募集します

笠岡市では、産業の活性化と、行財政改革の推進を図るために、広報かさおか月号から広告の掲載を始めることとし、掲載を希望される人を募集します。

申込者の資格
市内に住所又は事業所を有する個人及び法人
掲載できない広告の例
①政治・宗教活動・意見広告・個人的な宣伝などを目的とするもの
②法律の規定により風俗営業とされるもの
広告の掲載位置
表紙・裏表紙を除く紙面の最下段

区分	掲載料及び規格
1号	30,000円 縦4.9cm 横17.3cm
2号	20,000円 縦4.9cm 横11.4cm
3号	15,000円 縦4.9cm 横8.5cm
4号	10,000円 縦4.5cm 横5.6cm

申込方法：所定の申込書を提出していただきます。
申込期限：9月20日（水）※多數の場合は調整します。
申込み・問合せ

☎ 692-1110

児童手当制度が拡充されました

行政相談（無料）原則毎月第二火曜日

（藤原）☎ 631-971

市民課児童手当担当

とき：9月12日（火）10時～12時
ところ：市民プラザ

I 對象が小学6年生までに
II 拡大されました
（12歳到達後最初の年度末）
所得限度額の緩和

該当される人で、認定請求または額改定請求をまだ行っていない人は、至急手続きをお願いします。

申請窓口
市民課国保・年金担当窓口
申請期限：9月29日（金）※郵送は、9月30日（土）必着

注意事項
①現況届の提出だけでは、増額されません。
②この法改正に伴う新規請求は、9月30日（土）までに受け付けられたものに限り、支給要件を満たしていれば、特別的に4月1日（または10月1日以後に受け付けたものは、受付日の翌月分か）からの支給になります。

申込方法：所定の申込書を提出していただきます。

とき：10月5日（木）10時～13時
ところ：北木島出張所

相談内容：いじめ、体罰、児童・高齢者虐待、隣近所、差別、相続、売買など

とき：10月5日（木）10時～13時
ところ：市役所第一会議室

特設人権相談（無料）
司法書士による無料法律相談
9/16(土)（要予約）
13時30分～16時30分
人権政策課 ☎ 692-120

とき：9月19日（火）
10時～12時、13時～15時
ところ：市民課 ☎ 692-120

申込期限：9月14日（木）
とき：9月20日（水）10時～15時
ところ：市民プラザ

問合せ：協働のまちづくり課
原則毎月第三水曜日
（旧 日銀岡山支店）
岡山県司法書士会笠岡支部
（藤原）☎ 631-971

ありがとうございました
◎恵風荘へ寄附・慰問
前田昇子（笠岡）、井笠鉄道
（笠岡）
◎金浦公民館へ寄附
塩飽孝昌（大河）
（笠岡）
◎今井公民館へ寄附
小寺克昌（今立）
（笠岡）
◎大井公民館へ寄附
采女進（東大戸）、佐藤幸
典（小平井）、笠岡市社会福
祉協議会大井支部
◎新山公民館へ寄附
高木敏文（山口）
（旭が丘）、内畠正二（北木島町）、
原田稔（大島中）、吉岡泰弘
(吉田)、石丸繁（園井）、
長安春江（横島）、山崎房代
(山口)、小野潤郎（富岡）、
曾我潔（山口）、国際ソロ
ブチミスト笠岡、大島敏夫
(西大島)、岩井清和（中央
町）、中尾益雄（入江）、西
村久義（富岡）、東山伸敏
(広浜)、田邊義士（富岡）、
齊藤敏雄（西大島新田）

問い合わせ：協働のまちづくり課
年金相談（無料・要予約）
原則毎月第三火曜日
☎ 086-2223-5564

ありがとうございます。
（会費500円）
問い合わせ：（社）被害者サポートセ
ンターおかやま

問い合わせ：協働のまちづくり課
年金相談（無料・要予約）
原則毎月第三火曜日
☎ 692-123

※当日13時から「犯罪被害者支援フォーラム」も開催されます。（会費500円）
問い合わせ：（社）被害者サポートセ
ンターおかやま

各種相談

問い合わせ：協働のまちづくり課
年金相談（無料・要予約）
原則毎月第三火曜日
☎ 086-2223-5564

※当日13時から「犯罪被害者支援フォーラム」も開催されます。（会費500円）
問い合わせ：（社）被害者サポートセ
ンターおかやま

犯罪被害者相談会（無料）
対象：殺人・傷害・交通事故
性犯罪・DV・ストーカーなど犯罪被害にあつてお悩みの人。その家族や遺族。

とき：9月28日（木）10時～12時
ところ：ルネスホール2階
（旧 日銀岡山支店）
岡山県司法書士会笠岡支部
（藤原）☎ 631-971

9月11日は警察相談の日
相談は「#9110」へ

警察では、9月11日を「警察相談の日」（全国統一）と定め、犯罪被害の未然防止に関する相談などに応じています。
問い合わせ…笠岡警察署 TEL 63-0110

企画政策課

（敬称略）

II 所得限度額の緩和
（12歳到達後最初の年度末）

各種相談

問い合わせ：協働のまちづくり課
年金相談（無料・要予約）
原則毎月第三火曜日
☎ 086-2223-5564

問い合わせ：（社）被害者サポートセ
ンターおかやま

9月11日は警察相談の日
相談は「#9110」へ

21